

徳島県告示第三十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和五年二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
天満病院	徳島市蔵本町一丁目五番地一	令和七年八月三十一日
たまき青空病院	同 国府町早淵字北カシヤ五六番地一	同 十月三十一日
松永病院	同 南庄町四丁目六三番地一	同
三加茂田中医院	四 三好郡東みよし町加茂一八八三番地一	同 十一月三十日
碩心館病院	小松島市江田町字大江田四四番地一	同 十二月二十二日